

沖縄県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年6月27日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和7年8月18日（月曜日）から同月22日（金曜日）まで	午前9時30分から午後5時30分まで（令和7年8月22日にあつては、午後3時30分まで）	浦添市勢理客四丁目13番1号 浦添市産業振興センター・結の街3階小研修室（令和7年8月21日及び同月22日にあつては、那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター研修室3）
	【考査】8月22日（金曜日）	午後3時50分から午後5時30分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和7年8月21日（木曜日）及び同月22日（金曜日）	午前9時30分から午後5時30分まで（令和7年8月22日にあつては、午後3時30分まで）	那覇市西3丁目11番1号 沖縄県男女共同参画センター研修室3
	【考査】8月22日（金曜日）	午後3時50分から午後4時25分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和7年7月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前9時から午前9時20分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課